

令和5年8月4日

#### 第4回 山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。  
傍聴を希望される方は下記の要領によりお申し込みください。

#### 記

- 1 日時 令和5年8月7日（月） 9時30分～
- 2 場所 山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室  
(山口市中河原町6-16)
- 3 議題 (1) 金額審議について  
(2) 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規定の改定について  
(3) その他
- 4 傍聴可能者 若干名
- 5 要領  
(1) 傍聴を希望される方は、①会議名称、②傍聴日時（上記1の開催日時）、③住所、④氏名、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦所属を記載したものをメール又は葉書でお申し込みください。

申込締切日 令和5年8月4日（金） **※ 必着** です。

申込先

メールの場合 [35saichinshin@mhlw.go.jp](mailto:35saichinshin@mhlw.go.jp)

郵送の場合 〒753-8510

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館  
山口労働局労働基準部賃金室 宛

- (2) 収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選といたします。  
当選された方に対しては、メール、電話等でお知らせしますので、当日は、本人を確認できるもの（運転免許証等）を持参してください。
  - (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
- 6 その他
- (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
  - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際に記載してください。  
また、介助の方がおられれば、その方の氏名も記載してください。

担当：山口労働局労働基準部賃金室 TEL083-995-0372

傍聴される皆様へのご案内

- 専門部会は、公労使三者が揃って議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができません。
- 進行上、審議が中断する場合、公労使三者が退出します。その際、傍聴される皆様は、審議会場に待機していただくことが可能です。また、傍聴される皆様は、公労使三者が揃っての議論を再開するまで退出されることも可能ですが、再開目安時刻を事務局からご連絡しますので、すぐに連絡がつく連絡先（携帯番号）を事務局に届けていただくこととなります。さらに、事務局から再開目安時刻をご連絡した後、10分以内にお戻りいただくようお願いいたします。
- 受付でお渡しますネームプレートは、入場の際に必要です。首に掛けるなど、なくさないように保管してください。また、退出される際は、事務局職員に御返却ください。
- また、会議の傍聴に当たっては、次の遵守事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

専門部会傍聴にあたっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます）。
- 4 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- 5 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- 6 静粛を旨とし、意見を表明するなど審議の妨害になるような行為はしないでください。
- 7 委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
- 8 飲食はしないでください。
- 9 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 10 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 その他、部会長及び事務局職員の指示に従ってください。